

## 第30回入善町農業委員会議事録

平成29年1月10日午後3時30分から第30回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 17名          欠員 1名

出席委員 18名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	15番 松澤孝浩	16番 市森孝義	17番 中島由起子
18番 手塚喜志子			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第112号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第113号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第114号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本年1回目であり、全員参加であります。7月の農業委員会改選まで、あと7回となりますので、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、総会の後に、新年会もごさいますので、皆様のご協力をいただきながら、スムーズな議事進行に努めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第30回入善町農業委員会を始めたいと思ひます。順序に従ひまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番窪野委員と12番酒井委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第111、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第111号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、青木〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目は、ともに田、面積は166㎡です。

譲渡人は、東京都品川区旗の台〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さんで、譲受人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。

〇〇さんは県外在住であり、当該農地を管理できないので〇〇さんに譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩2～3分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間210日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、5,324㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると

考えます。

農業委員による意見書の確認印は、松澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、小摺戸〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は4,271㎡です。

譲渡人は、新潟県糸魚川市大字筒石〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町若栗新〇〇番地4の〇〇さんです。

〇〇さんが当該農地を相続した際、県外在住であるため耕作できないとして利用権により〇〇さんが耕作していましたが、そのまま所有権を移転することとなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は事務所から徒歩3分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間150日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、32,252.03㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積団滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、柳澤委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在は、新屋〇〇番、新屋〇〇番の2筆で、台帳地目、現況地目、ともに田、面積は計1,253㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇番地1の〇〇さんで、譲受人は、入善町神林〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は〇〇さんが相続しましたが、農業をしておらず、管理が難しいため、近くの認定農家である〇〇さんに譲り渡すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から400mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間150日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、27,671㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は、野中〇〇番、西中〇〇番、西中〇〇番、西中〇〇番の4筆で、台帳地目、現況地目は、野中〇〇番、西中〇〇番、西中〇〇番はともに田、西中〇〇は畑で、面積は計6,074㎡です。

譲渡人は、愛知県一宮市今伊勢町宮後字神戸〇〇番地6の〇〇さんで、譲受人は、入善町西中〇〇番地の〇〇さんです。

〇〇さんは県外在住で、所有している当該農地については、これまで利用権を設定してほかの方に耕作してもらっていましたが、利用権を解除して〇〇さんに所有権を移すこととなったため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩10分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間180日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、19,375㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、窪野委員にいただいております。

以上3件の申請です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松澤委員

申請番号1番を確認しました。  
親族の関係であり、管理の都合からも問題ないと思います。

柳澤委員

申請番号2番は私ですが、事務局の説明のとおりで、問題ありません。

寺崎委員

申請番号3番ですが、譲渡人は相続により農地を相続しましたが、非農家であり、管理が難しいため、近くの認定農家に所有権移転するための申請であります。現地を有効利用してもらうよう確認しました。

窪野委員

申請番号4番についてですが、先にも売買がありました譲受人ですが、息子に経営を手伝ってもらいながら続けていくとのことですので、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第111号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第112号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第112号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町東狐〇〇の計1筆。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、面積は396㎡です。

譲渡人は、入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、同住所番地の〇〇です。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の移転です。

譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんは親子であり、現在、親世帯に同居していますが、昨年の秋に〇〇さんが結婚し、家族が増えたことから住宅を新築する計画を立てました。住宅を建てるにあたって、自分が長男であることから、実家に隣接して建設したいと思いましたが、実家の敷地内は新たに建設で

きる場所がなく、同じ地区の非農地を探しましたが、見つかりませんでした。そこで、父親である〇〇さんに相談したところ、実家の向かいに父親所有の土地があり、現在、車庫として利用している土地があったのでその場所を父から借り受けて転用申請することにしました。転用の申請面積は 396 m<sup>2</sup>で、一般住宅基準の 500 m<sup>2</sup>以内であり、必要最小限の面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成 29 年 1 月 13 日に農振農用地から除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請地の車庫は平成 14 年に建てたもので、本来は農地法による転用許可を受けてから建てるべきところ、譲渡人が農地法を熟知していなかったため、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上、1 件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

申請番号 1 番は、事務局の説明のとおりで、既に大きな車庫があり、仕方のない案件ではないかと思えます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。  
搬入路はどうなっていますか。

塚田委員

県道から確保されており、問題ありません。

（他に質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 112 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第113号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第113号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年1月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、65件の申請があります。今回は、件数が多いため地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です

上原地区 3件、3筆、2,805㎡。

青木地区 8件、17筆、35,580㎡。

飯野地区 1件、1筆、997㎡。

小摺戸地区 3件、8筆、11,965㎡。

新屋地区 3件、6筆、12,228㎡。

栲山地区 2件、2筆、2,236㎡。

舟見地区 1件、1筆、4,068㎡。

以上、新規の合計は、21件、38筆、69,879㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 1件、1筆、2,980㎡。

上原地区 1件、1筆、1,160㎡。

青木地区 25件、98筆、181,809㎡。

飯野地区 6件、14筆、29,162㎡。

小摺戸地区 5件、14筆、33,199㎡。

栲山地区 1件、1筆、400㎡。

横山地区 2件、7筆、14,954㎡。

舟見地区 2件、6筆、11,762

野中地区 1件、1筆、1,396㎡。

以上、再設定の合計は、44件、143筆、276,822㎡です。

新規、再設定合わせて、65件、181筆、346,701㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第113号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議案第114号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。  
この議案につきましては、3番笹原委員、4番塚田委員及び16番市森委員が当事者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席いたします。

(当事者退席)

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第114号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成29年1月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成28年12月15日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が9件あります。

受付番号1番。除外願出者は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、入善町上野〇〇番地の〇〇さん、譲受人は富山市高園町〇〇番〇〇号、〇〇です。除外対象地は、上原地区上野〇〇外2筆、地目はすべて田、面積は合計7,818㎡で、除外後の用途は注文住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、交通の便がよく、公共施設が多く集まっているため、住宅の需要が見込める申請地に、注文住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により計画変更の必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇は、宅地開発や住宅建築を行っている会社ですが、住宅需要の多い申請地で、注文住宅敷地を整備する計画です。

申請面積は7,818㎡で、注文住宅敷地25区画、利便性を考慮した周回可能の新設道路、雨水排水のため



の調整池として利用するために必要最小限の面積です。

申請地は、旧国道及び入善スマートICに近く、500m以内に保険センターがある健康交流プラザサンウエル、入善町総合体育館、入善町武道館、総合運動公園があり、前面道路の県道は歩道が整備されていて、住環境に恵まれた土地であります。注文住宅は、小学校等教育機関やショッピングセンター等商業施設に近く、住宅の需要が見込める場所である必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は、宅地に隣接し、町道及び県道に面しており、周囲の延長の概ね12%以上が用排水路等を介して宅地に接し、集団的農用地の規模を分断せず、除外後の農用地区域の面積は10ヘクタールを下回らないこと、周囲の農地について取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、上野〇〇番は、担い手（所有等農地面積約51.8ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は合わせて51.5ヘクタールを維持する（農業経営面積0.6%減）ことができます。

当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められる。

他の2筆については、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められる。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は調整池を設置し、排水口の構造により、水田の時の排水量以下となるよう調整した上で、隣接する東側の農業用排水路へ流す計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地であるが、平成10年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しているため、政令で定める基準に適合している。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は入善町木根〇〇番地の〇〇さん、譲受人は滑川市坪川〇〇番地〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、青木地区木根〇〇の内、地目は田、面積は359㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と譲受人は親子です。譲受人の〇〇さんは、現在、妻と滑川市のアパートに住んでいますが、父から申請地を借り受けて、実家の隣に農家分家住宅を新築する計画です。

申請面積は359㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、2台分のカーポート、来客用駐車場、庭等として利用するため必要最小限の面積です。

夫婦共働きであり、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、反対に両親の老後の世話をしたいこと、実家の農作業を手伝いたいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、当該変更に係る土地は、既存の宅地に隣接

し、町道に面し集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約25.2ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は359㎡と小規模であり除外後においても所有等農地は25.1ヘクタールを維持する（農業経営面積0.1%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆を作付けし規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められる。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の農業用排水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が359㎡を小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地であるが、平成14年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号3番。除外願出者は入善町目川〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町目川〇〇番地の〇〇です。除外対象地は、青木地区目川〇〇-1、地目は田、面積は136㎡で、除外後の用途は農業機械置場です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、農業機械を各組合員の格納庫等で管理してきたが、利用上不便なため、農作業所近くに保管したほうが、効率性がよいため農業用機械置場が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇は、水稻、大豆、球根などを中心として、現在約50haを経営する農事組合法人です。

申請面積は136㎡であり、農業用機械4台の保管場所として必要最小限の面積であることから、必要かつ適当であると認められます。また、効率性や管理の点で、既存の農作業所に近接している必要があることから、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は既存の農業用排水路へ流すこととしており、生活排水も発生しないことから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地であるが、平成14年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号4番。除外願出者は入善町目川〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町目川〇〇番地の〇〇です。除外対象地は、青木地区目川〇〇-3の内、地目は田、面積は10㎡で、除外後の用途は道路敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、乾燥調整施設建設予定地への進入路が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇は、水稻、大豆、球根などを中心として、現在約50haを経営する農事組合法人です。

申請地は、乾燥調整施設への進入路として必要最小限の面積であることから、必要かつ適当であると認められる。また、効率性や管理の点から見ても施設建設予定地に接続している必要があり、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は発生しないこと、雨水排水は既存の側溝に流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地であるが、平成14年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号5番。除外願出者は魚津市天神野新〇〇番地の〇〇さん、譲受人は、入善町五十里〇〇番地の〇〇です。除外対象地は、飯野地区五十里〇〇-1外1筆、地目はすべて田、面積は合計737㎡で、除外後の用途は資材置場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、既存の資材置場の代替地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇は、土木建築等を請け負う会社です。

現在、〇〇は園家山キャンプ場の隣接地に資材置場を所有していますが、キャンプ場の隣接地ということで観光客等の出入りが頻繁にあり危険を伴うこと、またレジャー施設そばでの騒音、砂埃等は景観を損ないかねない点から、キャンプ場に隣接する資材置場を縮小し、その代替地として今回の申請地をあらためて資材置場敷地として利用する計画です。

申請面積は737㎡で、隣接地の567.37㎡と一体的に利用し、残土置場、重機鋼材置場、土木資材置場、搬入路等として利用するための必要最小限の面積です。また、効率性や管理の点から、事務所に近接している必要があり、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約118.2ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地であるが、除外後においても所有等農地は合わせて118.1ヘクタールを維持する（農業経営面積0.06%減）ことができる。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆を作付けし規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は発生しないこと、雨水排水は既存の側溝に流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地であるが、平成16年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号6番。除外願出者は入善町下飯野〇〇番地の〇〇さん、譲受人は同住所番地の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区下飯野〇〇-1の内、地目は田、面積は499㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったもののため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と譲受人は親子です。譲受人の〇〇さんは、住民票は入善町下飯野〇〇番地になっていますが、現在、黒部市に妻と子供の3人でアパートを借りて生活しています。子供の成長に伴い現在のアパートが手狭になってきたため、申請地を父から借り受けて、自己の住宅を新築する計画です。

申請面積は499㎡と、500㎡以内で住宅の基準を満たし、住宅、駐車スペース、物干場、庭、通路等として利用するため必要最小限の面積です。

夫婦共働きであり、実家の両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、反対に両親の老後の世話をしたいこと、実家の農作業を手伝いたいと考えていることから、実家の側で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は50m以内に宅地が存在し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の農業用排水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が499㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地であるが、平成16年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号7番及び受付番号8番は関連がありますので、一括で説明させていただきます。除外願出者は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんで、自分で利用するための申請です。除外対象地は、新屋地区浦山新〇〇-2と同じく〇〇-4、地目はすべて田、面積は97㎡と38㎡で、除外後の用途は農家住宅敷地拡張と用悪水路です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、農業規模拡大に伴い、機械の格納場所及び整備場所が不足してきたため、作業所の増築が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者の〇〇さんは、平成2年頃農業規模拡大に伴い機械の格納場所および整備場所が不足していたことから作業所を建築した際、建物の敷地の一部が農地にかかっていたことが判明し、この度の申請となりました。

当時、今回の受付番号7番の北側にある「浦山新〇〇」を用悪水路として利用していましたが、作業場を建築した際に、その機能を喪失させ、その代替として、受付番号8番の申請地であります「浦山新〇〇-4」を新たに用悪水路として設置し、現在も利用しています。

農家住宅敷地拡張と用悪水路を付け替えであるため、今回の申請地は必要最小限の面積であり、効率性や管理の点で、既存の農作業所に近接している必要があることから、農用地区域外に適当な土地がないことから、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の農作業場敷地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約31.6ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地であるが、今回除外する面積は97㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて31.6ヘクタールを維持する（農業経営面積0.03%減）ことができる。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻、大豆を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は既存の側溝により農業用排水路へ流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ではありますが、平成12年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号9番。除外願出者は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇j番地〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、柵山地区柵山〇〇の内、地目は田、面積は500㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、妻と子ども2人の4人で町内のアパートに住んでいますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、祖父から申請地を借り受けて、実家の隣接地に農家分家住宅を新築する計画です。

申請面積は500㎡と、500㎡以内であるため住宅の基準を満たし、住宅、2台分のカーポート、来客用駐車場、庭、物干しスペース等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであり、実家の両親に子供の面倒を見てもらいたいこと、反対に両親の老後の世話をしたいこと、実家の農作業を手伝いたいと考えていることから、実家の側で建設する必要がある、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は50m以内に宅地が存在し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き高性能機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の農業用排水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が500㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営圃場整備事業等の実施済地であるが、昭和57年度に工事完了公告を行っており、その公告の属する年度の翌年度から起算して8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外9件の申請です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質問、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第114号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

(当事者入場)

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。  
それでは、事務局からその他何かありますか。

上島委員

担い手への農地集積が進むのはいいことですが、相続等により農地の所有者が変わると土地改良区の賦課金が未納となることが多くなってきており問題となっております。耕作者が支払うようになってもらえばいいのですが。

事務局

入善町では、慣例として、所有者が支払うこととなっているようです。  
ただし、法的定めはないため、所有者及び耕作者の話し合いにより、決めていただくしかありません。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第30回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、2月10日 月曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いたします。

(閉会 午後4時34分)